平成２４年（フ）第１１８号
三重県鈴鹿市南旭が丘２丁目６番５号
破産者　株式会社岡工業
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１９号
三重県鈴鹿市南旭が丘２丁目６番５号
破産者　岡　　成行
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３６号
大津市見世１丁目６番３号
破産者　株式会社シンク
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４０号
京都府向日市上植野町尻引15番地の４
破産者　株式会社阿曾工作所
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県篠山市糯ケ坪甲57番地１　県営篠山糯ヶ坪鉄筋住宅１棟204号
破産者　黒田　利幸
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
岡山市南区藤田448番地12
破産者　横田　靖裕
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２５号
広島市安佐南区八木町5249番地の６
破産者　有限会社ミドリ塗工
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２６号
広島市安佐南区八木町5249番地の６
破産者　株式会社ミドリ
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８号
広島県尾道市土堂１丁目３番28号、商業登記簿上の本店所在地広島県三原市糸崎３丁目５番７号
破産者　有限会社ホームケア広島
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
香川県丸亀市飯山町西坂元1100番地10
破産者　株式会社白川工業
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３３９号
長崎県長崎市大浦町９番15号まるビル201号
破産者　山電ＣＥＳ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
大分県佐伯市8150番地
破産者　有限会社インテリアビレック
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
沖縄県宜野湾市真志喜１丁目27番５号
破産者　宮平　庄二
成年後見人　司法書士　上原　　修
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１２１号
沖縄県宜野湾市真志喜１丁目27番５号
破産者　宮平　榮子
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１５２号
神奈川県厚木市恩名１丁目６番14号　レオパレスエスポワール211、開始決定時の住所静岡県沼津市高沢町１番３―306号
破産者　小西　勝博
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２２号
埼玉県新座市本多１丁目14番22―608号
破産者　菊地　文夫
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２３号
埼玉県新座市本多１丁目14番22―608号
破産者　菊地　京子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７６８号
熊本市北区万楽寺町843番地
破産者　島津　正和
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８８０号
札幌市西区山の手４条１丁目２番11―202号
破産者　尾内　智久
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８２号
札幌市西区八軒４条東３丁目１番36号
破産者　高田百合子（旧姓太田）
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢　36番地10　ファミーユ秀201号、開始決定時の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字前迫96番地６
破産者　菅原　忠良
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係